

令和4年度大鰐町団体等販売促進緊急対策事業費補助金 (令和4年9月～事業開始分)

大鰐町では、町内消費の喚起と地域経済の回復を図るために各組合・団体等が実施する販売促進事業に係る経費を予算の範囲内で補助します。※予算が無くなり次第、終了となります。

補助対象事業者	<p>町内に事業所又は事務所を有するものであって、①～③のいずれかに該当するものが3者以上で構成する団体とする。</p> <p>①中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合及び商工組合</p> <p>②中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者</p> <p>③その他町長が必要と認める団体</p> <p>【例】 <u>※3者以上で構成されている団体であれば補助対象事業者となります。</u></p> <p>(組合) + (組合) + (組合) = OK!</p> <p>(中小企業者) + (中小企業者) + (中小企業者) = OK!</p> <p>(組合) + (組合) + (組合) + (中小企業者) + (中小企業者) = OK!</p>
補助対象事業	令和4年5月12日から令和5年1月31日までに実施する販売促進事業
補助対象経費	<p>景品等購入費、消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、物品借上費、会場借上費、会場設営費、委託費、保険料（イベント等の開催に要するものに限る）、賃金（補助対象者の人件費を除く）、謝金、旅費（費用弁償に限る）、振込手数料、その他町長が必要と認める経費（食糧費及び備品購入費を除く）</p> <p>※町内業者の積極的なご活用をお願いいたします。</p>
補助金の額	<p>団体を構成する1者につき最大30万円までとし、補助対象経費の合計額又は300万円のいずれか低い額（補助率100%） ※本補助金の限度額は300万円</p> <p>【例】 3者で構成する団体 → 最大90万円 } 構成する事業者数 15者で構成する団体 → 最大300万円 } × 最大30万円</p> <p>※交付申請額に占める、景品等購入費（消費者に対する値引きや景品の購入等に要する経費の合計額）の割合が原則60%以上になることが必要です。</p>
補助金の交付決定回数	<p>補助金の交付決定回数は、1者につき、<u>年度内に3回まで</u>となります。 (5月～8月までの期間は1回まで/9月～1月までの期間は2回まで)</p> <p>【例】 ★A社は、令和4年度中に3回まで補助を受けることができる</p> <p style="text-align: center;"> </p> <p>★異なる団体の取組に限る（<u>※1度採択を受けた団体は2回目以降同じ団体として補助対象者となることはできません。</u>）</p> <p style="text-align: center;"> A社 + B社 + C社 = ○○○実行委員会 A社 + D社 + E社 = ×××実行委員会 A社 + F社 + G社 = △△△実行委員会 </p> <p style="text-align: right; font-size: 2em;">} OK!</p>

事業実施期間 及び 募集期間	<p>【① 令和4年8月31日までに実施し、終了する事業】 ⇒ 募集を締め切りました 募集期間：令和4年5月12日～7月19日</p> <p>【② 令和4年9月1日～令和5年1月31日の期間に実施し、終了する事業】 募集期間：令和4年7月22日～令和4年12月19日</p>
申請方法	<p>【申請時に必要な書類】</p> <p>①令和4年度大鰐町団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付申請書（様式第1号） ②事業計画書（様式第2号） ③収支予算書（様式第3号） ④定款、規約等の補助対象者の概要が確認できるもの ⑤企画書等販売促進事業の内容が確認できるもの ⑥参加店舗の参加意思が確認できるもの ⑦参加店舗の名称、所在地、連絡先等が確認できるもの ⑧その他町長が必要と認める書類</p> <p>※申請書に必要な書類を添え役場企画観光課へ郵送してください。 ※感染防止対策のため、可能な限り郵送での申請にご協力をお願いいたします。</p>
支払方法	<p>概算払い又は確定払い</p>
実績報告	<p>【実績報告時に必要な書類】</p> <p>①実績報告書（様式第10号）②事業実績書（様式第11号） ③収支決算書（様式第12号）④領収証、受領証等支払を証明するものの写し ⑤販売促進事業の実績が確認できるもの ⑥参加店舗の名称、所在地、連絡先等が確認できるもの ⑦その他町長が必要と認める書類</p> <p>【提出期限】 令和5年2月7日又は補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日。</p>
留意点	<p>※広く消費喚起を図ることを目的とした事業に対する補助であるため、1日限りの事業や参加者が限定される事業は対象とはなりません。</p> <p>※虚偽の報告等が判明した場合は、補助金の返還を求めることがあります。</p> <p>※詳細については、令和4年度大鰐町団体等販売促進緊急対策事業費補助金交付要綱をご覧ください。</p>
対象となる事業の一例	<p>◆参加店舗でお買い上げ1,000円毎に次回から発行店でのみ使える500円の割引券を配布。（百貨店テナント会）</p> <p>◆加盟店への宿泊者1組につき応募券1枚を配布し、後日、地元の特産品などが当たる抽選会を実施。（宿泊業の会）</p> <p>※これらの対象については一例であるため、詳細・その他についてはお問い合わせください。</p>

【申請に関する問い合わせ】

大鰐町企画観光課（☎55-6561）

〒038-0292 大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3

【事業に関する相談等】

大鰐町企画観光課（☎55-6561）

大鰐町商工会（☎48-2335）

